

保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和

令和4年11月24日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## 1. 現行制度の概要

保税蔵置場の許可を受けた者（注1）は、許可を受けた保税蔵置場の面積に応じ、税関関係手数料令で定められた額（注2）の保税蔵置場の許可手数料（以下「許可手数料」という。）を、1か月分ごとに毎月納付することとされている。（注1）保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域の許可又は承認工場の承認を受けた者についても同様の制度。

（注2）保税蔵置場の場合、月額9,400円～88,700円。

許可手数料の納付期限は、

- ①保税蔵置場の新規許可（許可期間の更新を含む。）を行った場合の許可期間の初月分の許可手数料については、その許可の日から10日以内
- ②2月目以後の分の許可手数料については、各月の前月末日まで
- ③翌月分の許可手数料の納付後に、保税蔵置場の面積を拡張した場合の増額分については、拡張した日の属する月の末日と拡張の日から10日経過日とのいずれか遅い日まで

とされている。

## 2. 改正の必要性

### （1）初月分の許可手数料の取扱い

初月分の許可手数料に係る納入告知書は、許可の日以後最初の開庁日に発送手続きを行い、その翌開庁日に発送される。このため、従来から、納入告知書が許可を受けた者に送達されてから納付期限までの実質的な日数は10日より短く、納付期限までに祝日が多い場合は特に短い。加えて、令和3年10月施行の郵便法の改正（送達日数の繰下げ等）により、更に納入告知書の送達に時間を要することとなり、納付期限までの実質的な日数が短くなったため、許可を受けた者から、許可手数料を納付するための十分な期間を確保するためとして、納付期限の緩和について要望が寄せられている。

初月分の許可手数料の納付期限について、国の歳入の納付期限の基本的な考え方を踏まえ（注3）、現行の許可の日から「10日以内」とあるのを「20日以内」とすることが適当と考えられる。

（注3）国の歳入の納付期限は、会計法令上、歳入の種類に応じた起算日から20日以内が原則とされている。

### （2）2月目分の許可手数料等の取扱い

2月目分の許可手数料については、許可の日が月の下旬となる場合には、初月

分の許可手数料の納付期限（許可の日から 10 日以内）と 2 月目分の許可手数料の納付期限（前月（初月）の末日）が逆転することがある。上記（1）のとおり、初月分の許可手数料の納付期限を許可の日から「20 日以内」とする場合には、同様の逆転が、許可の日が月の中旬となる場合にも生じることとなる。このため、こうした逆転が生じることを防ぎ、かつ、2 月目分についても十分な納付の期間が確保されるよう、2 月目分の許可手数料の納付期限について、「前月（初月）の末日」とあるのを「前月（初月）の末日と許可の日から 20 日経過日とのいずれか遅い日」とすることが適当と考えられる。

また、翌月分の許可手数料の納付後に、保税蔵置場の面積を拡張した場合の増額分の許可手数料については、その拡張の日が月の下旬となる場合には、納入告知書が許可を受けた者に送達されてから納付期限までの実質的な日数が短くなることがある。このため、こうした場合にも、十分な納付の期間が確保されるよう、「拡張した日の属する月の末日と拡張の日から 10 日経過日とのいずれか遅い日」とあるのを「拡張した日の属する月の末日と拡張の日から 20 日経過日とのいずれか遅い日」とすることが適当と考えられる。

### 3. 改正の方向性

保税蔵置場の許可手数料等の納付期限について、国の歳入の納付期限の基本的な考え方を踏まえ、初月分の納付期限を許可又は承認の日から「20 日以内」に緩和する等の規定の整備を行うことが適当ではないか。